（給付命令）

第百九十六条　家庭裁判所は、遺産の分割の審判において、当事者に対し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

（遺産の分割の禁止の審判の取消し及び変更）

第百九十七条　家庭裁判所は、事情の変更があるときは、相続人の申立てにより、いつでも、遺産の分割の禁止の審判を取り消し、又は変更する審判をすることができる。この申立てに係る審判事件は、別表第二に掲げる事項についての審判事件とみなす。

（即時抗告）

第百九十八条　次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一　遺産の分割の審判及びその申立てを却下する審判　相続人

二　遺産の分割の禁止の審判　相続人

三　遺産の分割の禁止の審判を取り消し、又は変更する審判　相続人

四　寄与分を定める処分の審判　相続人

五　寄与分を定める処分の申立てを却下する審判　申立人

2　第百九十二条前段の規定により審判が併合してされたときは、寄与分を定める処分の審判又はその申立てを却下する審判に対しては、独立して即時抗告をすることができない。

3　第百九十二条後段の規定により審判が併合してされたときは、申立人の一人がした即時抗告は、申立人の全員に対してその効力を生ずる。

（申立ての取下げの制限に関する規定の準用）

第百九十九条　第百五十三条の規定は、遺産の分割の審判の申立ての取下げについて準用する。

（遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分）

第二百条　家庭裁判所（第百五条第二項の場合にあっては、高等裁判所。次項において同じ。）は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、遺産の分割の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、財産の管理に関する事項を指示することができる。

2　家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者又は相手方の申立てにより、遺産の分割の審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

3　第百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、第百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

第十四節　相続の承認及び放棄に関する審判事件

第二百一条　相続の承認及び放棄に関する審判事件（別表第一の八十九の項から九十五の項までの事項についての審判事件をいう。）は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2　前項の規定にかかわらず、限定承認の場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第一の九十三の項の事項についての審判事件をいう。）は、限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が受理した場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。

3　家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合にあっては、その裁判所）は、相続人が数人ある場合において、限定承認の申述を受理したときは、職権で、民法第九百三十六条第一項の規定により相続財産の管理人を選任しなければならない。

4　第百十八条の規定は、限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理の審判事件（別表第一の九十一の項の事項についての審判事件をいう。）における限定承認又は相続の放棄の取消しをすることができる者について準用する。

5　限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述は、次に掲げる事項を記載した申述書を家庭裁判所に提出してしなければならない。

一　当事者及び法定代理人

二　限定承認若しくはその取消し又は相続の放棄若しくはその取消しをする旨

6　第四十九条第三項から第六項まで及び第五十条の規定は、前項の申述について準用する。この場合において、第四十九条第四項中「第二項」とあるのは、「第二百一条第五項」と読み替えるものとする。

7　家庭裁判所は、第五項の申述の受理の審判をするときは、申述書にその旨を記載しなければならない。この場合において、当該審判は、申述書にその旨を記載した時に、その効力を生ずる。

8　前項の審判については、第七十六条の規定は、適用しない。

9　次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一　相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の申立てを却下する審判　申立人

二　限定承認又は相続の放棄の取消しの申述を却下する審判　限定承認又は相続の放棄の取消しをすることができる者

三　限定承認又は相続の放棄の申述を却下する審判　申述人

10　第百二十五条の規定は、相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件（別表第一の九十の項の事項についての審判事件をいう。）について準用する。この場合において、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

第十五節　財産分離に関する審判事件

第二百二条　次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める裁判所の管轄に属する。

一　財産分離の審判事件（別表第一の九十六の項の事項についての審判事件をいう。次号において同じ。）　相続が開始した地を管轄する家庭裁判所

二　財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の九十七の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。）　財産分離の審判事件が係属している家庭裁判所（抗告裁判所に係属している場合にあってはその裁判所、財産分離の裁判確定後にあっては財産分離の審判事件が係属していた家庭裁判所）

三　財産分離の場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第一の九十八の項の事項についての審判事件をいう。）　財産分離の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が財産分離の裁判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）

2　次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一　財産分離の審判　相続人

二　民法第九百四十一条第一項の規定による財産分離の申立てを却下する審判　相続債権者及び受遺者

三　民法第九百五十条第一項の規定による財産分離の申立てを却下する審判　相続人の債権者

3　第百二十五条の規定は、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

第十六節　相続人の不存在に関する審判事件

（管轄）

第二百三条　次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める家庭裁判所の管轄に属する。

一　相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の九十九の項の事項についての審判事件をいう。次号及び第二百八条において同じ。）　相続が開始した地を管轄する家庭裁判所